

令和6年度 松山市競争入札参加者資格審査申請書の提出要領

松山市及び松山市公営企業局が発注する建設工事、委託（清掃・警備等）、委託（測量・建設コンサルタント等）及び物品調達等（物品の購入、物品の修繕、製造の請負、物件の借入れ及び不用物品の売払い）について令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、新たに競争入札（見積り）に参加する資格を得ようとする方（以下、「新規登録業者」という。）、又は、既に資格のある方で資格の種類・業種等の追加を希望する方（以下、「既存登録業者」という。）は、松山市競争入札参加者資格審査等に関する要綱（平成18年要綱第98号）に基づき、下記により申請書を提出してください。

競争入札参加を希望する方は、法人・個人を問わず、必要な書類を添えて提出期間内に申請を行う必要があります。ただし、既存登録業者で資格の種類・業種等の追加を希望しない方は、改めて申請書を提出する必要はありません。

※競争入札参加者の資格を認定された場合は、松山市及び松山市公営企業局の競争入札参加者の有資格者となります。（松山市公営企業局への申請は不要です。）

1. 申請資格要件

申請者は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 委託（清掃・警備等）及び物品調達等（物品の購入、物品の修繕、製造の請負、物件の借入れ及び不用物品の売払い）の登録については、申請基準日（令和5年10月1日）で、継続して1年以上営業を営んでいること。
- (4) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）、松山市税を滞納していないこと。
- (5) 法令上、許可等を必要とする業務については、当該許可等を受けていること。
- (6) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に関する以下の者でないこと。
 - ア 暴力団員等（役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）がこれに該当する場合を含む。）
 - イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者でないこと。

2. 競争入札参加者資格の種類

- (1) 建設工事
- (2) 委託（清掃・警備等）
- (3) 委託（測量・建設コンサルタント等）
- (4) 物品調達等（物品の購入、物品の修繕、製造の請負、物件の借入れ及び不用物品の売払い）

3. 競争入札参加者資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

4. 提出期間

令和5年10月1日（日）から令和5年10月31日（火）まで

（注1）郵便による提出は当日消印有効、特定信書便による提出は当日通信日付印有効。

（注2）期間前、期間後の提出は受け付けません。

5. 提出方法

（宛て先）

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 契約課

（提出方法）

以下の方法により、郵送等（信書の送付に適する方法）で提出してください。

- ①一般書留・簡易書留等、受取に受領印又はサインの必要な方法にしてください。
- ②必ず封筒に『競争入札参加者資格審査申請書在中』と朱書きしてください。
- ③受領票の必要な方は、次に指定した様式のとおり必要事項を記入の上、郵便はがきを提出ファイル(裏面内側)にクリップ止めしてください。（郵便番号・住所・会社名等宛て先を必ず記入してください。）

<受領票>

受領票(郵便はがき) 表面	受領票(郵便はがき) 裏面
<p>郵便はがき</p> <p>切手</p> <p>□□□□-□□□□</p> <p>申請者住所 ○○○○</p> <p>申請者名 株式会社○○商事</p> <p>御中</p>	<p>< 受 領 票 ></p> <p>申請者名 株式会社○○商事</p> <p>令和6年度松山市競争入札参加者資格 審査申請書を受領しました。</p> <p>受領印</p> <p>松山市総務部契約課</p>

④送達、未送達の問い合わせには、お答えしかねますので御了承ください。

（参考）一般書留・簡易書留の送達確認は、「郵便追跡サービス」で確認できます。

6. 問い合わせ先

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 契約課（本館9階）

工事担当（建設工事、測量・建設コンサルタント等） 電話：089-948-6454

委託担当（清掃・警備等の業務委託） 電話：089-948-6067

物品調達担当（物品の購入、修繕、製造の請負等） 電話：089-948-6235

<補足>松山市公営企業局が発注する競争入札への参加を希望する場合

松山市競争入札参加者資格審査申請書を提出してください。（松山市公営企業局への申請は不要）

松山市公営企業局に関する内容については、公営企業局 契約管理課にお問い合わせください。

松山市公営企業局 契約管理課（公営企業局庁舎1階）

電話：089-998-9826

7. 申請様式等

(1) 提出書類

①松山市指定の様式を使用してください。また、記入欄が足りない場合は、様式を複写するなどしてください。

②申請様式は、松山市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、契約課（本館9階）で配付します。

松山市ホームページ⇒市政情報⇒入札・契約⇒競争入札参加資格に関すること

⇒松山市競争入札参加者資格審査申請⇒『令和6年度 松山市競争入札参加者資格審査申請』

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/shikaku/nyusatusankasikaku/index.html>

③A4サイズ、片面印刷で提出してください。

(2) 提出ファイル

①申請書及び添付書類は、次に指定する色のA4判フラットファイル（紙製）に、全体共通様式「申請書類チェックリスト」の順番のとおり編冊し、提出してください。

（フラットファイルの留め具はプラスチックでも可）

業者区分		ファイル指定色
市内業者	松山市内に、本社（主たる営業所等）を置く法人、個人事業者	黄色
市外業者	松山市外に、本社（主たる営業所等）を置く法人、個人事業者	緑色

（注1）指定の色と異なったファイルで申請された場合は受け付けません。指定の色のファイルで再度申請していただきます。

（注2）本社（主たる営業所等）が市外で、契約締結権限等の委任先が市内の場合は、ファイルの色は緑色になります。

（注3）既存登録業者で、資格の種類・業種等の追加を行う場合でも、業者区分に応じたフラットファイルが必要になります。

- ②ファイルの表面及び背表紙に【記入例ア】を参考に、業者番号及び商号等を記入してください。
新規に申請する場合は、業者番号の記入は必要ありません。

【記入例ア】

裏面	背表紙	表面
<p>受領票が必要な場合は、裏面内側にクリップ止めしてください。</p>	<p>10□□□□ 株式会社〇〇商事</p>	<p>令和6年度 松山市競争入札参加者 資格審査申請書</p> <p>10□□□□ 株式会社〇〇商事</p>

- ③【記入例イ】を参考に、各様式の初めのページに様式名のインデックスを必ず貼付してください。

【記入例イー①】

※建設工事のみを申請する場合

<p>令和6年度 松山市競争入札参加者 資格審査申請書</p> <p>10□□□□ 株式会社〇〇商事</p>	<p>全体共通 建設工事</p>
--	----------------------

【記入例イー②】

※建設工事・清掃警備・コンサル・物品調達を申請する場合

<p>令和6年度 松山市競争入札参加者 資格審査申請書</p> <p>10□□□□ 株式会社〇〇商事</p>	<p>全体共通 建設工事 委託共通 清掃警備 コンサル 物品調達</p>
--	--

8. 申請書の記載

- (1) 記入の際は、全体共通様式及び申請種類別の「記載要領」及び「記入例」を参照してください。
- (2) 申請書の記入は、申請基準日（令和5年10月1日）と定めのある場合以外、申請時の情報を記入してください。
- (3) 黒色のペン又はボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入するか、もしくは、松山市ホームページから申請書をダウンロードしパソコンで作成してください。
※鉛筆、消えるボールペン等の容易に消すことのできる筆記具の使用は認めません。
- (4) 印鑑、ゴム印は、鮮明に押印してください。
- (5) 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し訂正印を押印してください。訂正印は実印を使用してください。修正液等での修正は認めません。
- (6) 金額欄は、全て千円単位で記入してください。（千円未満切捨て）
- (7) 数字は全てアラビア数字（0. 1. 2. 3…）で記入してください。

9. 留意事項

- (1) 提出書類の一部は、入札・契約制度の公平性・透明性向上の観点から情報を公開する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 提出書類の内容についての実地確認調査を行うことがあります。
- (3) 虚偽申請が判明した場合には、競争入札参加者資格を取り消すことがあります。
- (4) 申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡しますので指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。

10. 格付について（建設工事・委託（清掃・警備等）・委託（測量・建設コンサルタント等））

- (1) 新規登録業者は全て格付を行います。
- (2) 既存登録業者の追加申請は、追加された種類及び業種は格付を行いますが、業務の追加のみ申請した場合は、格付は行いません。

11. 資格審査結果通知

今回の資格審査結果については、令和6年2月下旬に、通知を予定しています。電話等での問い合わせは御遠慮ください。

また、格付については、ホームページで閲覧できます。

松山市ホームページ⇒市政情報⇒入札・契約⇒競争入札参加資格に関すること
⇒松山市競争入札参加有資格者名簿

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/shikaku/sankameibo/index.html>

12. 申請書提出後の変更手続きについて

今回の申請後に代表者名や使用印鑑等に変更が生じた場合は、速やかに変更届（「競争入札参加資格審査申請書変更届」・「口座振替（登録・変更）届」）を提出してください。

（変更届は、[松山市ホームページ](#)からダウンロードしてください。）

なお、会社の合併・分割が行われた場合は、別途手続きが必要ですので、契約課までお問い合わせください。